

福田呼松第 1 排水機場整備事業  
設計・施工業務委託契約書（案）

令和 7 年 4 月 23 日

倉敷市

## 設計・施工業務委託仮契約書（案）

- 1 事業名 福田呼松第1排水機場整備事業
- 2 事業場所 倉敷市呼松1丁目地内
- 3 契約期間 市議会議決の日 から  
令和11年3月31日 まで
- 4 業務委託料 金 円  
(うち消費税相当額 金 円)
- 5 契約保証金 金 円
- 6 建設発生土の搬出先等 要求水準書に定めるとおり
- 7 撤去工事に要する費用等 別紙のとおり

倉敷市（以下「委託者」という。）と〔コンソーシアム名〕（以下「受託者」という。）は、福田呼松第1排水機場整備事業（以下「本事業」という。）の委託について、各々の対等な立場における合意に基づいて、業務委託約款によって公正な業務委託仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、この仮契約書は本日仮契約として締結し、倉敷市議会の議決の日をもって本契約とみなす。倉敷市議会の議決を得られなかったときは、この仮契約は無効とし、委託者は受託者に対して一切の責任を負わないものとする。

令和7年 月 日

委託者 岡山県倉敷市西中新田640番地  
倉敷市  
倉敷市長 伊東 香織

印

受託者 [コンソーシアム名]  
構成企業 [共同企業体名]  
代表企業 [所在地]  
(第1構成員) [名称]  
[代表者]

印

|         |                         |   |
|---------|-------------------------|---|
| 第 2 構成員 | [所在地]<br>[名 称]<br>[代表者] | 印 |
|---------|-------------------------|---|

|         |                         |   |
|---------|-------------------------|---|
| 第 3 構成員 | [所在地]<br>[名 称]<br>[代表者] | 印 |
|---------|-------------------------|---|

|      |                         |   |
|------|-------------------------|---|
| 構成企業 | [所在地]<br>[名 称]<br>[代表者] | 印 |
|------|-------------------------|---|

|      |                         |   |
|------|-------------------------|---|
| 構成企業 | [所在地]<br>[名 称]<br>[代表者] | 印 |
|------|-------------------------|---|

## 業務委託約款

### (総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、基本条件図書（募集要項、要求水準書その他募集要項と一体的な書類（以下「募集要項等」という。）、及び募集要項等に対する質問への回答並びに競争的対話の結果として公表されたものをいう。以下同じ。）及び事業提案書等（募集要項等に記載の市の指定する様式に従い作成され、受託者が市へ提出した書類及びその他本事業の応募手続に関し受託者が市に提出した書類、図書等の一切をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款、基本条件図書及び事業提案書等を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 委託者は、この契約締結後に、委託者が福田呼松第1排水機場整備事業者選定委員会等の指摘のもとに受託者へ要請すべき事項が生じた場合はその内容を直ちに受託者に通知するものとし、受託者は、その内容が基本条件図書の内容やその趣旨から逸脱しない範囲の事項であれば、委託者の要請する事項にできる限り応じるよう努めなければならない。ただし、この約款に定めた方法により基本条件図書を変更した場合はその規定によるものとする。
- 3 この約款、基本条件図書及び事業提案書等の内容が矛盾する場合、その適用における優先順位は、この約款、基本条件図書、事業提案書等とし、同一順位の書類間では委託者が優先順位を選択する。ただし、事業提案書等と事業提案書等に優先する書類等との間に齟齬がある場合で、事業提案書等に記載された業務水準が事業提案書等に優先する書類に記載されたものを上回るときは、その限度で事業提案書等の記載が優先されるものとする。
- 4 受託者は、この契約に定めた工事目的物の設計（調査、詳細設計を含む。以下同じ。）、建設（設計、工事監理を除く、工事目的物の建設工事その他本事業実施に必要な業務の実施を含む。以下同じ。）及び工事監理をこの契約に定めた履行期間内に完了し（この契約の成果物及び工事目的物の引渡しも含む。）、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 5 設計、仮設、施工方法、工事監理その他業務を完了するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び基本条件図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 6 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 7 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、第31条第2項前段に規定する委託者のしなければならない通知においては書面によらないことができる。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、基本条件図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この約款及び基本条件図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、岡山地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とする。
- 14 受託者がコンソーシアム又は共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を受託者の代表企業に対して行うものとし、委託者が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、受託者のすべての構成企業（構成企業が共同事業体を結成している場合においてはその構成員を含む。以下同じ。）に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。
- 15 この契約の受託者の全ての構成企業は、この契約の履行を共同連帯して請け負い、受託者の委託者に対する損害賠償義務、違約金・賠償金支払義務その他この契約に基づく義務の履行についても連帯してその責に

任ずる。また、受託者が組成するコンソーシアム又は共同企業体が解散した場合も、当該コンソーシアム又は共同企業体の構成企業であった全ての者は、共同連帯してこの契約において受託者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

#### (関連工事の調整)

第2条 委託者は、受託者の施工する工事及び委託者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (設計業務)

第2条の2 受託者は、基本条件図書及び事業提案書等に基づき、工事目的物の詳細設計（以下、募集要項等に定める調査業務、詳細設計業務を併せて「設計業務」という。）を行うものとする。

2 委託者は、その意図する工事目的物の詳細設計図書（以下「詳細設計図書」という。）を完成させるため、設計業務に関する指示を受託者又は受託者の設計業務の責任者（第10条の2第1項に規定する業務担当責任者をいう。以下本項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受託者又は業務担当責任者は、当該指示に従い、設計業務を行わなければならない。

3 受託者は、この契約締結後設計業務の着手の日までに、設計業務の業務計画書その他の必要な書類を委託者に提出して、その承諾を受けるものとする。

4 受託者は、設計業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

5 委託者は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に設計業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

6 前項の規定による検査の結果、提出された詳細設計図書が、法令、この契約の規定、基本条件図書若しくは事業提案書等を満たさず、又は委託者及び受託者の協議において合意された内容に合致しない場合、委託者は、受託者に対し、相当の期間を定めて是正を求めることができる。

7 受託者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、受託者の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、是正を要する事項が基本条件図書又は委託者の指図により生じたときは、委託者は、当該是正に係る受託者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受託者が基本条件図書又は委託者の指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

8 第5項及び第6項の規定は、前項に規定する再検査の場合に準用する。

9 受託者は、委託者の検査に合格したときは、遅滞なく設計業務の成果物を委託者に引き渡さなければならない。

#### (工事監理業務)

第2条の3 受託者は、基本条件図書及び事業提案書等に基づき、日本国の法令を遵守し、工事監理業務を履行しなければならない。

2 委託者は、その意図する工事監理業務を完了させるため、業務に関する指示を受託者又は工事監理者（第10条の3第1項に規定する工事監理者をいう。以下本項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受託者又は工事監理者は、当該指示に従い、工事監理業務を行わなければならない。

3 受託者は、基本条件図書及び事業提案書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、工事監理業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

#### (全体工程表等)

第3条 受託者は、この契約締結後7日以内に、基本条件図書及び事業提案書等に基づいて、全体工程表及びモニタリング計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項のモニタリング計画書を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は基本条件図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対してモニタリング計画書の再提出を請求することができる。この場合において第1項中「この契約締結後」とあるのは「委託者が当該請求をした日から」と読み替えて、前二項の規定を準用する。
- 4 第1項の全体工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- 5 受託者は、この契約締結後14日以内に基本条件図書及び事業提案書等に基づいて工事内訳明細書（以下「内訳書」という。）を作成し、委託者の承認を得たのち、委託者に提出しなければならない。
- 6 受託者は、詳細設計成果の承諾を得たときは、詳細設計成果に基づいた内訳書及び施工の工程表を作成し設計成果に係る委託者の承諾後14日以内に委託者に提出しなければならない。
- 7 委託者及び受託者は、第6項の規定による詳細設計完了後、当該内訳書に係る単価を協議し、単価合意書を作成の上合意するものとする。この場合において、協議がその開始の日から14日以内に整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。
- 8 受託者は、この契約が変更されたとき（請負代金額の変更を含む。）は、変更契約の内容に応じて内訳書、全体工程表又は施工の工程表を変更し、14日以内に設計図書に基づいて、委託者に提出しなければならない。
- 9 委託者及び受託者は、前項に基づく変更契約の内容に応じた内訳書の提出後、速やかに、その内容について協議し、変更契約の内容に応じた単価合意書を作成の上合意するものとする。この場合において、協議がその開始の日から14日以内に整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。
- 10 第7項及び前項の単価合意書は、この約款の他の条項において定める場合を除き、委託者及び受託者を拘束するものではない。

#### （契約の保証）

- 第4条 受託者は、委託者においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の場合においては、その保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する委託者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。
  - 3 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第46条第3項各号に規定する者による契約の解除についても保証するものでなければならない。
  - 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号に掲げる有価証券の提供又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、委託者は保証の額の増額を請求することができ、受託者は保証の額の減額を請求することができる。ただし、当該増減に係る業務委託料が原業務委託料の3割以内の場合においては、この限りでない。
  - 6 委託者は、契約が履行されたとき又は第42条第1項、第43条若しくは第44条の2第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保として提供された有価証券等を含む。）を受託者に還付するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、設計業務の成果物（詳細設計図書並びに設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）、工事的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したものその他この契約を履行する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受託者が前払金や中間前払金の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受託者は、設計業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- 2 受託者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受託者は、工事監理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(下請負人の届出)

- 第7条 受託者は、下請負人の決定後、委託者にその商号又は名称その他委託者が必要と認める事項を直ちに届け出なければならない。施工体制台帳を作成した場合は、併せてこれを提出しなければならない。

(特許権等の使用)

- 第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、基本条件図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(著作権の譲渡等)

- 第8条の2 受託者は、この契約の成果物又はこの契約の成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（同法第27条及び第28条の権利を含む。第8条の5において「著作権等」という。）のうち受託者に帰属するもの（同法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に委託者に譲渡する。

(著作者人格権の制限)

- 第8条の3 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (1) この契約の成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

- (2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、この契約の成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (4) 本件建築物を増築、改築、修繕若しくは、模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
  - (1) この契約の成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
  - (2) 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。
- 3 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(受託者の利用)

第 8 条の 4 委託者は、受託者に対し、この契約の成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。

(著作権の侵害の防止)

- 第 8 条の 5 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、委託者に対して保証する。
- 2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(総括責任者)

- 第 9 条 受託者は、本契約締結後、直ちに本事業の業務全てについてその運営、取締りを行う代表企業から選ばれた総括責任者を設置しなければならない。また、受託者は、総括責任者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。
- 2 総括責任者は、この契約の履行を含む本事業に関してその全ての運営、取締りを行うほか、本事業に関して代表企業及び構成企業を含む受託者の全ての代表として、この契約に基づく受託者の一切の権限の行使を行うものとし、また、委託者は、この契約に基づく通知を総括責任者に行うことができる。
  - 3 総括責任者は、工事現場における常駐は要しないこととする。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 受託者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置しなければならない。また、受託者は次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置する場合は、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）。ただし、同条第 3 項本文の工事に該当する場合にあっては、専任の主任技術者又は監理技術者とし、同条第 5 項に該当する場合にあっては、専任でなければならない監理技術者（同条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者を含む。）は監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。

(2) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）、専門技術者及び総括責任者は、これを兼ねることができる。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。



- 4 委託者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、委託者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 受託者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。
- 6 受託者が、第1項第1号に掲げる現場代理人を置くときは、現場代理人に係る権限は、現場代理人と総括責任者の両者に帰属するものとする。

(設計業務の業務担当責任者)

- 第10条の2 受託者は、設計業務の責任者（以下「業務担当責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を業務実施体制と合わせて設計業務着手前に委託者に通知しなければならない。
- 2 業務担当責任者は、委託者の監督又は指示に従い、設計業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(工事監理の工事監理者)

- 第10条の3 受託者は、工事目的物の工事の工事監理業務を行う工事監理者（以下「工事監理者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。工事監理者を変更したときも、同様とする。
- 2 工事監理者は、建設業務を行う者と同一の者であってはならない。

(履行報告)

- 第11条 受託者は、基本条件図書に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(工事関係者等に関する措置請求)

- 第12条 委託者は、業務担当責任者、工事監理者、受託者の使用人、第6条第1項ただし書の規定により受託者から設計業務を委任され若しくは請け負った者、現場代理人又は総括責任者（現場代理人を置かない場合においては「現場代理人又は総括責任者」を「総括責任者」と読み替える。以下同じ。）がその職務（主任技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人又は総括責任者にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 1 委託者は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人又は総括責任者を兼任する者を除く。）、工事監理者その他受託者がこの契約を履行するために使用している下請負人、労働者等でこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
  - 2 受託者は、前二項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
  - 3 受託者は、委託者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
  - 4 委託者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、基本条件図書、事業提案書等又は詳細設計図書に定めるところによる。基本条件図書、事業提案書等又は詳細設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 1 受託者は、基本条件図書、事業提案書等又は詳細設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この

条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

- 2 委託者は、受託者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 3 受託者は、工事現場内に搬入した工事材料を委託者の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 4 受託者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(委託者の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受託者は、基本条件図書において委託者の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 1 受託者は、基本条件図書において委託者の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 2 受託者は、前二項に規定するほか、委託者が特に必要があると認めて基本条件図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、基本条件図서에定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、委託者の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 3 委託者は、受託者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 前項の場合において、委託者が正当な理由なく受託者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受託者は、委託者に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受託者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、委託者の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 5 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受託者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 委託者が受託者に貸与し又は支給する図面その他設計業務に必要な物品並びに委託者が受託者に支給する工事材料及び貸与する建設機械器具(以下、委託者が受託者に支給するものを「支給材料」といい、委託者が受託者に貸与するものを「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、基本条件図書に定めるところによる。

- 1 委託者は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受託者の立会いの上、委託者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が基本条件図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受託者は、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。
- 2 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は規格若しくは性能に関し、第2項の検査により発見することが困難であった基本条件図書の定めと適合しない点があり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受託者に請求しなければならない。
- 5 委託者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、

規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 6 委託者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 7 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 8 受託者は、基本条件図書に定めるところにより、設計又は工事の完成、基本条件図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を委託者に返還しなければならない。
- 9 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 10 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が基本条件図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 委託者は、工事用地その他基本条件図書において委託者が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受託者が工事の施工上必要とする日（基本条件図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 1 受託者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 工事の完成、基本条件図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受託者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 4 第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定める。

(基本条件図書、事業提案書等又は設計業務に関する委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容と詳細設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受託者は、詳細設計図書の内容が、基本条件図書、事業提案書等又は設計業務に関する委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補（受託者が既に工事に着手している場合には、工事に関する必要な修補等を含む。）を行わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(詳細設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条の2 受託者は、工事の施工部分が詳細設計図書に適合しない場合において、委託者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 1 委託者は、受託者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 2 前項に規定するほか、委託者は、工事の施工部分が詳細設計図書に適合しないと認められる相当の理由が

ある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受託者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

3 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受託者の負担とする。

(基本条件図書、事業提案書等又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容と工事監理業務内容が一致しない場合の履行責任)

第17条の3 受託者は、工事監理業務の内容が、基本条件図書、事業提案書等又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合には、委託者がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受託者は、この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 各基本条件図書間の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 基本条件図書に誤り又は脱漏があること。
  - (3) 基本条件図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等基本条件図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 基本条件図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、基本条件図書、詳細設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し基本条件図書、詳細設計図書を訂正する必要があるものは、基本条件図書については委託者が、詳細設計図書については委託者が指示して受託者がその訂正を行うものとする。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し基本条件図書、詳細設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、基本条件図書については委託者が、詳細設計図書については委託者が指示して受託者がその変更を行うものとする。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し基本条件図書、詳細設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、その変更を委託者と受託者が協議して、基本条件図書については委託者が、詳細設計図書については委託者が指示して受託者が行うものとする。
- 5 前項の規定により基本条件図書、詳細設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(基本条件図書の変更)

第19条 委託者は、必要があると認めるときは、基本条件図書の変更内容を受託者に通知して、基本条件図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ

ならない。

#### (業務の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受託者が工事を施工できないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

- 1 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。
- 2 委託者は、前二項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (受託者の請求による履行期間の延長)

第21条 受託者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受託者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了（工事目的物の引渡しを含む。以下同じ。）することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 1 委託者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合（国庫補助等の決定の遅延（ただし、遅延が受託者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）を含む。）においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (委託者の請求による履行期間の短縮等)

第22条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

- 1 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の変更方法)

第23条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 1 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第21条の場合にあつては委託者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受託者が履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

#### (業務委託料の変更方法等)

第24条 業務委託料の変更については、数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合、施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない工種が生じた場合又は単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で特別な理由がないときにあつては、変更時の価格を基礎として委託者と受託者とが協議して定め、その他の場合にあつては、単価合意書の記載事項を基礎として委託者及び受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 1 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 2 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

第25条 委託者又は受託者は、履行期間内に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 1 前項の賃金水準又は物価水準の変動は、原則として「建築費指数（一般財団法人建設物価調査会）」における「都市別指数（広島）：構造別平均（該当する構造種別）」の「工事原価（確定値）」を指標値として用いて判断するものとする。ただし、その他の指標のうち客観的な指標として委託者が認める場合はこの限りでない。
- 2 第1項の規定による請求に係る業務委託料の変更の対象費目は、業務委託料のうち、調査費、設計費、工事監理費などを除いた工事原価（建設工事（建築一式、土木一式）、機械器具設置工事、電気工事、撤去工事など各種工事を含む。）とする（以下、本条において業務委託料のうち第1項の請求により変更対象となるものを「対象業務委託料」という。）。
- 3 第1項の規定による請求は、事業提案書の提出日の属する月の指標値と工事着工日の属する月の指標値とを比較し、1000分の15以上の変動がある場合にできるものとする。また、その請求は、工事着工日の属する月の指標値が公表された日から30日以内に行うものとする。なお、改定は履行期間内に原則1回のみとする。
- 4 委託者又は受託者は、第1項の規定による請求があったときは、次の計算式により算定する改定増減額（1,000円未満切り捨て）について、業務委託料の変更に応じなければならない。  

$$Y = \alpha \times X - X \times 15/1000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$Y = \alpha \times X + X \times 15/1000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

$$X : \text{対象業務委託料}$$

$$Y : \text{改定増減額（業務委託料の増減額）}$$

$$\alpha : \text{改定率} = (\text{工事着工日の属する月の指標値} / \text{事業提案書の提出日の属する月の指標値}) - 1$$
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定によるほか、業務委託料の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、業務委託料の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 8 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項、第6項又は第7項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 1 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 2 委託者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 3 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者が負担する。

(一般的損害)

第27条 業務の完了前に、この契約の成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

- 1 前項の規定にかかわらず、業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 2 前二項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（基本条件図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、設計業務の既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 1 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。
- 3 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（既履行部分、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第36条の2第3項の規定による検査、立会いその他受託者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 4 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 既履行部分に関する損害

損害を受けた既履行部分に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(4) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 5 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える基本条件図書の変更)

第30条 委託者は、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて基本条件図書を変更することができる。この場合において、基本条件図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 1 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受託者は、工事が完成したときは、基本条件図書及び詳細設計図書に定めるところにより自主完成検査及び設備・機器等の試運転等を実施し、委託者に報告しなければならない。

- 1 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員（以下この条において「検査員」という。）は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から14日以内に受託者の立会いの上、基本条件図書及び詳細設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。ただし、受託者が検査に立ち会わないときは、委託者のみで行うことができる。この場合において、委託者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 工事目的物の所有権は、第2項の規定による検査に合格した時をもって、委託者に移転するものとする。当該所有権の移転と同時に委託者に当該物件の引渡しがあったものとみなし、受託者は、委託者に対し業務完了届を提出しなければならない。
- 4 受託者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者又は検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前四項の規定を適用する。

(業務委託料の支払い)

第32条 受託者は、前条第2項（同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 1 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に業務委託料を支払わなければならない。



- 2 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第33条 委託者は、第2条の2第9項又は第31条第4項若しくは第5項の規定による引渡し前においても、この契約の成果物及び工事目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 1 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 2 委託者は、第1項の規定によりこの契約の成果物及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第34条 受託者は、本事業の設計業務及び建設業務において、保証事業法第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の4（千円未満切り捨て）の前払金の支払いを委託者に請求することができる。

- 1 委託者は、前項の規定による請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 2 受託者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、履行期間の2分の1を経過し、工程表により履行期間の2分の1を経過するまでに実施すべき業務が行われており、既に行われた当該業務に係る作業に要する経費が業務委託料の2分の1以上の額に相当する場合には、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の2以内の中間前払金の支払いを委託者に請求することができる。
- 3 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 4 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から、受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で、前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 5 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 7 委託者は、受託者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受託者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

- 1 受託者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。
- 2 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証

事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受託者は、前払金を設計業務の外注費、この工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(第三者による代理受領)

第37条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 1 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金の不払いに対する業務の中止)

第38条 受託者は、委託者が第34条に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

- 1 委託者は、前項の規定により受託者が業務の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第39条 委託者は、この契約の成果物及び工事目的物（撤去工事を含む。以下本条において同じ。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、委託者は、修補を請求することができない。

- 1 前項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) この契約の成果物若しくは工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の解除権)

第40条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (4) 第10条第1項第2号、第10条の2及び第10条の3に掲げる者を設置しなかったとき。
  - (5) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第43条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (2) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
  - (3) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用したとき。
  - (4) この契約の成果物又は工事目的物を完成することができないことが明らかであるとき。
  - (5) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
  - (6) 受託者がこの契約の成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (7) 受託者がこの契約の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (8) 契約の成果物又は工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (9) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (10) 受託者（受託者がコンソーシアム又は共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設計業務、建設工事、工事監理業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第3者の不正の利益を図る目的又は第3者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
  - (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

（委託者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限）

第41条 前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前

条の規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第42条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第40条第1項又は同条第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 1 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第43条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- 1 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 第19条の規定により基本条件図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第20条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条 前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(不可抗力による解除)

第44条の2 不可抗力により受託者による本事業の継続が不能又は著しく困難となったとき（委託者が過分の費用を負担することとなる場合を含む。）、委託者及び受託者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

- 1 不可抗力が生じた日から60日以内に、事業継続の可否について委託者と受託者の協議が整わない場合、委託者及び受託者は、相手方に対して事前に書面で通知を行い、この契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第45条 委託者は、この契約が解除された場合においては、既履行部分及び工事目的物の引渡しを受け必要があると認めたときの既履行部分及び出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する業務委託料を受託者に支払わなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 1 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 2 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額を同項前段の既履行部分及び出来形部分に相応する業務委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受託者は、解除が第40条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第43条又は第44条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を委託者に返還しなければならない。
- 3 受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかつ

た部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受託者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受託者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第4項前段及び第5項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第40条、第44条の2又は次条第3項の規定によるときは委託者が定め、第42条又は第43条の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第46条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に工事を完成することができないとき。
- (2) この契約の成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第40条の規定により、この契約の成果物又は工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第40条の規定によりこの契約の成果物又は工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) この契約の成果物又は工事目的物の完成前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第40条第2項第10号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者

は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(債権の相殺)

第46条の2 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権及びその他の債権を相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受託者は、委託者の指定する期間内に当該不足分を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は委託者が指定する。

(受託者の損害賠償請求等)

第47条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第43条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができる。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第48条 受託者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、委託者に対しこの契約及びこの契約に係る変更契約による業務委託料の10分の2に相当する額を委託者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- (4) その他受託者が前三号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき委託者が受託者に賠償請求することを妨げるものではない。
- 3 受託者がコンソーシアム又は共同企業体である場合は、第1項各号及び前項中「受託者」とあるのは、「受託者又は受託者の代表企業若しくは構成企業」と読み替えるものとする。
- 4 前項の場合において、受託者が組成するコンソーシアム又は共同事業体が解散されているときは、委託者は、受託者の代表企業であつた者又は構成企業であつた者に第1項の規定による損害賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受託者の代表企業であつた者及び構成企業であつた者は、共同連帯して第1項の額を委託者に支払わなければならない。
- 5 第1項の規定に該当する場合においては、委託者はこの契約を解除することができる。

(契約不適合責任期間等)

第49条 委託者は、引き渡されたこの契約の成果物及び工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした修補の請求、損害賠償の請求、履行の迫完の請求、業務委託料減額の請求又は契約解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 1 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 2 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過するまでに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 3 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 4 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 5 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 6 委託者は、この契約の成果物及び工事目的物の引渡しの際に不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該不適合の修補、損害賠償又は業務委託料減額の請求をすることはできない。ただし、受託者がその不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 引き渡されたこの契約の成果物及び工事目的物の不適合が支給材料の性質又は委託者の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### （火災保険等）

第50条 受託者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を詳細設計図書及び基本条件図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険、法定外の労災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 1 受託者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。
- 2 受託者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

#### （賠償金等の徴収）

第51条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

- 1 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

#### （あっせん又は調停）

第52条 この約款の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、建設業法による岡山県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 1 前項の規定にかかわらず、現場代理人又は総括責任者の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受託者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び委託者の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により委託者が決定を行った後、又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第53条 委託者及び受託者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第54条 この約款に定めのない事項については、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）及び倉敷市工事執行規則（昭和49年倉敷市規則第16号）の定めるところにより、同規則にも定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。



(別紙)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び  
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工 程         | 作 業 内 容                                                               | 分別解体等の方法                                                             |
|-----------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|                 | ①造成等        | 造成等の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無       | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ②基礎・基礎ぐい    | 基礎・基礎ぐいの工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無   | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ③上部構造部分・外装  | 上部構造部分・外装の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ④屋根         | 屋根の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無        | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ⑤建築設備・内装等   | 建築設備・内装等の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ⑥その他<br>( ) | その他の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無       | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用（受注者の見積金額：直接工事費） \_\_\_\_\_ 円(税抜)

※新築工事等で解体のある場合は、3及び4へ記入すること。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施 設 の 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|-----------|-------|
|              |           |       |
|              |           |       |
|              |           |       |
|              |           |       |
|              |           |       |
|              |           |       |

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※この欄に書ききれない場合は、別紙に必要事項（特定建設資材廃棄物の種類、施設の名称及び所在地）を記載し、この書面とともに契約書に添付してください。

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用  
（受注者の見積金額：直接工事費） \_\_\_\_\_ 円(税抜)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び  
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

|                 | 工 程         | 作 業 内 容                                                           | 分別解体等の方法                                                             |
|-----------------|-------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | ①仮設         | 仮設工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無     | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ②土工         | 土工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無      | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ③基礎         | 基礎工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無     | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ④本体構造       | 本体構造の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ⑤本体付属品      | 本体付属品の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ⑥その他<br>( ) | その他の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無   | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額：直接工事費)

円(税抜)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施 設 の 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|-----------|-------|
|              |           |       |
|              |           |       |
|              |           |       |
|              |           |       |
|              |           |       |
|              |           |       |

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

※この欄に書ききれない場合は、別紙に必要事項(特定建設資材廃棄物の種類、施設の名称及び所在地)を記載し、この書面とともに契約書に添付してください。

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額：直接工事費)

円(税抜)